



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	今井弘道教授の経歴と業績
Author(s)	長谷川, 晃
Citation	北大法学論集, 58(6), 267-281
Issue Date	2008-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32584
Type	other
File Information	vol58-6_p267-281.pdf



今井弘道教授の経歴と業績

今井弘道教授（昭和一九年一〇月二八日生）は、平成二〇年三月三十一日をもって北海道大学大学院法学研究科を定年退職される。今井教授は、昭和四五年三月に京都大学法学部を卒業後、

昭和四六年四月に名古屋大学大学院法学研究科修士課程に入学され、昭和四八年三月に同課程を修了された後、同年四月に京都大学大学院法学研究科博士課程に進学された。そして、同博士課程在学中の昭和四九年七月に京都大学法学部助手に採用され、昭和五二年六月に新潟大学法文学部に講師として赴任された。昭和五三年四月に同学部助教授に昇任された後、昭和五四年八月に北海道大学法学部助教授に赴任され、昭和五七年四月には同学部教授に昇任、平成一五年四月の北海道大学の組織替えに伴って大学院法学研究科教授となられて今日に至られてい

る。また、平成一六―一九年度においては法学研究科附属高等法政教育研究センターに所属され、同センター・ガバナンス部門責任者としても大きな役割を果たされた。

今井教授は、この間、法学部・法学研究科、全学の各種委員を務められ、特に平成一八―一九年度においては、『北大法学論集』編集委員会委員長として同論集の電子ジャーナル化に力を尽された。また、学外においては、平成一八年に勇退されるまで日本法哲学会理事を長く務められるとともに、さらに同年からは、東アジア各国の法哲学研究者を中心に新たに組織されることとなった東アジア法哲学会の初代理事長に就任するなど、北大法学研究科の基礎法学研究はもとより、日本および東アジアの法哲学・法思想史研究の発展・深化に大きな貢献をさ

長谷川 晃

れて来られた。

北大での教育面においては、学部においては法哲学、法思想史、法哲学演習、一般教育演習などの講義や演習を、大学院法学研究科（法科大学院を含む）においては法哲学特殊研究、法思想史、現代法哲学、基礎法政論などの講義や演習を担当されて来られた。そして、法哲学を専攻する大学院生の研究指導にもあたられ、法学研究科内において法哲学研究会やそれを継承した法理論研究会の共同主宰などをされて、現在若手として全国で活躍している法哲学研究者七名（内、日本法哲学会理事三名）を育てられた。さらに、北海学園大学を初めとして、名古屋大学や東京大学などの主要大学においても非常勤講師を務められ、教育活動の面でも多大な尽力をされて来られた。

その一方、今井教授は法哲学・法思想史研究の面でも大きな功績を上げて来られた。教授の広範な研究業績を約言するならば、それは法思想史研究と現代法哲学上の諸問題との結節点の探求であると表現することができるであろう。教授は、基本的にはカント、ヘーゲル、マックス・ヴェーバー、ハンス・ケルゼン、グスタフ・ラートブルフなどのドイツ近現代の法思想史研究を踏まえられ、そこに胚胎して現代社会にも通ずる様々な法哲学上の諸問題、とりわけ価値相対主義、法と民主主義、市

民的主体性・政治文化、そして東アジアの法・政治文化などの問題に関する斬新な研究を発表されて今日に至られている。その手法は、法思想の古典的著作や法思想史の流れに関して現代的観点から大胆な読解を試みつつ、上記のような現代社会の焦眉の課題に関する法哲学的議論に示唆を与えようとする点に大きな特色があると評価することができよう。それはまた、しばしばもはや過去のものとして考えられがちな法思想を現代に通ずる問題水脈の中で照射し不断にその捉え返しを行うという明確な企図に出るものであって、独自の法哲学的見地を切り開くものとして学界の大きな関心を集めて来たものである。

そのような手法に基づいた今井教授の研究は、概略以下のようないくつかの相互に関連するテーマをめぐって展開されて来ている。

一・初期ヘーゲルおよびカント法哲学の研究——今井教授がその研究生活を出発させた時点での基本関心は、ヘーゲルの『法哲学綱要』の発生生過程を確認することであった。その後さらに、この初期ヘーゲルの思想がカント哲学から出発したというところからカントに関心を寄せることとなり、助手論文においては『カント『純粹理性批判』の法哲学的意義』というテーマの下で、そこにヘーゲルの法哲学的議論を含む後の『人倫の形

而上学』への方向性が潜んでいることを剔抉しようとされた。

二、ハンス・ケルゼンの法思想の研究——その後、今井教授は新潟大学法文学部に法哲学担当教授として赴任されたが、そこでは新カント学派として位置づけられるハンス・ケルゼンの文献が比較的そろっていたこともあって、ケルゼン研究に着手されることになった。またその間、オーストリア政府奨学生として、ザルツブルグ大学のケルゼン研究者ノルベルト・レーザ教授のもとに留学してこの研究を進展させることとなり、特にケルゼンの純粹法学とその政治理論的背景条件としての民主主義思想との相互関係を探求されることになった。

三、マックス・ヴェーバーと市民的主体性の研究——北海道大学法学部に転任後、今井教授は、ケルゼンの方法二元論の研究を深める中でその思想的・理論的前提となっているマックス・ヴェーバーの社会科学方法論に接した。その中で、教授はヴェーバーの方法論が一般に説かれている以上に深い価値思考／実存的思想と内的関連をもっている点に着目し、そこから「法哲学的価値相対主義」問題について再考されると共に、それがヴェーバーにおける市民的主体性の思想に裏打ちされていることに想到された。そして、ヴェーバー思想のこのような理解から多様な問題関心を抱かれるに至ったが、その中の主要なもの

は、ヴェーバーの市民的主体性論を背景とした現代的市民論であった。教授のこのような観点は、精力的に翻訳されたヘルマン・ヘラーの思想と、ヘラーの論敵でもあったカール・シュミットに関する問題圏と呼応し合いながら多面的に展開されていくことになったが、これらはヴェーバー思想を出発点としながらも、現代の市民と国家の問題にとって不可欠な課題を展望しようとする学問的意図の下でなされたものであった。

四、丸山真男研究——「市民論」と「ヴェーバーとシュミット」という問題関心の交錯は、今井教授を日本の戦前の法・政治思想のあり方の研究へと展開させ、とりわけ、丸山真男研究へと導いて行くことになった。そして、一般的な理解とは異なつて、戦前の若き丸山がヘーゲル主義のバイアスのかかったシュミットのな考え方をしていることに、今井教授は想到されることとなった。そして、この問題は、ヴェーバー以降の一九二〇—三〇年代のドイツ哲学・思想とそれを継受しつつ独自の境地を開拓した三木清や田辺元をはじめとする京都学派の哲学、および丸山の思想を中心とした比較思想史の必要性を教授に痛感させるものとなった。近年の今井教授の研究成果の半ばは、この課題の探求を行うことによって獲得されたものであると言うことができる。

後進に刺激を与え続けられることを祈念してやまない。

今井弘道教授の経歴

五・東アジアの比較法文化論研究——その一方で、近年の今井教授が取り組んできた研究関心の半ばは、東アジアの比較法文化論へと向けられたものである。教授がこの領域に眼を向けることになったのは、ここ一〇年ほどに亘って展開されて来た科学研究費助成による国際的研究プロジェクトや、その産物の一つとして成り立った東アジア法哲学会の設立という学術交流面での極めて意義深い活動とも関わっているが、それと同時に、非西欧との比較史的・比較宗教史的観点を潜ませたヴェーバーのプロテスタンティズム研究（そのプロテスタンティズムと最も対照的なものとして儒教が念頭におかれている）が大きな触媒となっていることも看過すべきではないであろう。この意味で、前記三を通じて培われた問題関心は、部分的には前記四で述べた研究とも交錯しながら、現在も継続されているところである。

以上のように、昭和五四年に助教として北大に赴任されてから三〇年間、今井弘道教授は法学部・法学研究科の教育活動の面において学生や後進の指導に多大の尽力をされて来られただけでなく、研究活動の面においても顕著な学術的意義が認められる業績を数多く残して来られた。北大での職責を悉く全うされた今後も、教授独自の研究上の境地をさらに深められ、

昭和一九年一〇月二八日	中国・上海市に生まれる
昭和四五年 三月	京都大学法学部卒業
昭和四八年 三月	名古屋大学大学院法学研究科修士課程修了
同 四月	京都大学大学院法学研究科博士課程入学
昭和四九年 七月	京都大学法学部助手
昭和五二年 六月	新潟大学法文学部講師
昭和五三年 四月	新潟大学法文学部助教
昭和五三年 七月	オーストリア政府奨学生としてザルツブルク大学にて在外研究（昭和五四年八月まで）
昭和五四年 八月	北海道大学法学部助教
昭和五七年 四月	北海道大学法学部教授
平成一五年 四月	北海道大学大学院法学研究科教授

今井弘道教授の業績

昭和四九年

「初期ヘーゲルにおける法と所有の問題（一）（二）（三）（完）」『法学論叢』九五巻五号、六号、九六巻一号

昭和五〇年

「書評・加藤新平著『法哲学概論』（有斐閣）一九七三」『民商法雑誌』七四巻四号

「『純粹理性批判』の法哲学的意義——カントにおける法哲学の成立研究序説——（一）（二）（三）」『法学論叢』一〇〇巻一号、一〇一卷一号、一〇二巻一号

昭和五四年

「ドイツ古典哲学の社会思想」（平田清明編）『社会思想史』（青林書院新社）

昭和五六年

「思想的ケルゼン研究・序説」『北大法学論集』三三二巻一号
「第一次大戦後のケルゼンの“憲法体験”・“政治体験”・政治思想——『ケルゼニズム考』（手島孝著・木鐸社刊）の批判的検討を手がかりに——（一）（二）（三）（四・完）」『北大法学論集』三三二巻二号、三号、三三三巻一号、三三三巻六号

「書評・三島淑臣著『法思想史』青林書院新社一九八〇」（日本法哲学会編）『法哲学年報一九八〇 法と言語』（有斐閣）

「ラッサールへ還れ」長尾龍一・新正幸・高橋広次・土屋恵一郎（編）『ケルゼン生誕百年記念論集 新ケルゼン研究』（木鐸社）

昭和五七年

「所有的個人主義」批判者としてのハンス・ケルゼン・再説——純粹法学のイデオロギー批判的性格とイデオロギー的性格——（日本法哲学会編）『法哲学年報一九八一 法・法学とイデオロギー』（有斐閣）

「学会回顧・法哲学」『法律時報』五四巻二二号

昭和五八年

「近代法思想史研究のための一覚え書——三島淑臣先生への返事として——」（ホセ・ヨンバルト・三島淑臣編）『法の理論二』（成文堂）

「ケルゼン——社会技術としての法と民主主義」（長尾龍一・田中成明編）『現代法哲学第二巻・法思想』（東京大学出版会）

昭和五九年

「書評・笹倉秀夫著『自由人の連帯——ヘーゲル政治思想の形成と展開について』」（法制史学会年報一九八三 法制史研究）

三三三

「正義論と価値相対主義——F・A・ハイエクとH・ケルゼンに即して——」(竹下賢編)『実践地平の法理論』(昭和堂)

昭和六〇年

「マルクス国家論と民主主義——H・ケルゼンのマルクス批判に即して」(浅見克彦・鷲田小弥太・今井弘道・堀田哲編)『人間社会の理論』(青弓社)

「書評：田中成明著『現代法理論』(有斐閣、一九八四)」(日本法哲学会編)『法哲学年報一九八四 権利論』(有斐閣)

昭和六二年

「マックス・ウェーバーにおける「政治」の位置」(河上倫逸編)『上山安敏教授還暦記念論集：ドイツ近代の意識と社会』(ミネルヴァ書房)

「ウェーバーにおける政治と市民——覚え書き——」(平田清明・山田鋭夫・八木紀一郎編)『現代市民社会の巡回』(昭和堂)「書評：井上達夫『共生の作法——会話としての正義』(創文社、一九八六)」(日本法哲学会編)『法哲学年報一九八六 東西法文化』(有斐閣)

昭和六三年

「自律的「人格」と公的判断——「ウェーバーにおける実践的

判断」のための試論的考察——」『名古屋大学法政論集』一一

九号

「翻訳：クリストフ・ミュラー『ドイツ社会民主主義・社会的資本主義と社会主義的法治国のはざまで——ヘルマン・ヘラーのマックス・ウェーバーとの対決——』」(今井弘道・大野達司・寺島壽一共訳)『北大法学論集』三九卷二号

「翻訳：H・ヘラー『市民(ビュルガー)とブルジョア(Bürger und Bourgeois)』」(今井弘道・大野達司共訳)『北大法学論集』三九卷三号

「「技術」的機構としての国家理解と民主主義——マックス・ウェーバーに即して——」(大野英二・河上倫逸・竹市明弘編)

『歴史と社会八号——特集：伝統文化と技術』(リプロポート)

平成元年

「マックス・ウェーバーにおける「政治」の位置」(河上倫逸編)『ドイツ近代の意識と社会——法学的・文学的ゲルマニスティクのアンビヴァレンツ——』(ミネルヴァ書房)

「現代国家における法・社会・市民——準拠枠構築のための試論的考察」(矢崎光圀・長尾龍一監修、桂木隆夫・森村進編)『法哲学的思考』(平凡社)

「翻訳：H・ヘラー『政治における天才宗教と大衆自主主義』」

〔今井弘道・大野達司共訳〕『北大法学論集』四〇巻一号

〔翻訳・H・ヘラー〕『政治的民主制と社会的同質性』〔今井弘道・大野達司共訳〕『北大法学論集』四〇巻二号

ニクラス・ルーマン『制度としての基本権』〔今井弘道・大野達司共訳〕（木鐸社）

平成二年

〔翻訳・II. カリスマの変形——「支配の社会学」の再検討——〕

〔河上倫逸編〕『ヴォルフガング・シュルフター著「ヴェーバーの再検討——ヴェーバー研究の新たな地平——」』（風行社）

〔編者まえがき〕〔今井弘道編〕『法思想史的地平』（昭和堂）

〔価値相対主義の問題性と市民的不服従——G. ラートブルフ、H. L. A. ハート、J. ロールズに即して——〕〔今井弘道編〕

『法思想史的地平』（昭和堂）

〔マンフレート・リーデル』第三章・ゲゼルシャフト・ゲマインシャフト』〔河上倫逸・常俊宗三郎編訳、今井弘道・浅津安恕共訳〕『市民社会の概念史』（以文社）

〔「市民的政治文化」の可能性——M. ウェーバーにおける個人・共同体・国家——〕〔石田喜久夫・村井正・河上倫逸編〕『ユリスブルデンティア・国際比較法制研究Ⅰ』（ミネルヴァ書房）

〔法・国家と市民的主体——国家理性・道徳・抵抗権——〕〔大

橋智之輔・三島淑臣・田中成明編〕『法哲学綱要』（青林書院）

〔翻訳・H・ヘラー〕『国家学の危機』〔今井弘道・大野達司共訳〕『北大法学論集』四一巻一号

〔M. ウェーバーにおける個人・共同体・国家——市民的政治文化の可能性と法哲学——〕〔日本法哲学会編〕『法哲学年報一九八九 現代における（個人共同体国家）』（有斐閣）

〔翻訳・H・ヘラー〕『權威的自由主義？』〔今井弘道・大野達司共訳〕『北大法学論集』四〇巻四号

〔翻訳・ニクラス・ルーマン著「手続を通しての正統化」〕（風行社）

〔翻訳・「權威的自由主義？」〕〔今井弘道・大野達司共訳〕『北大法学論集』四〇巻四号

平成三年

〔書評・普遍主義倫理学とその批判——村上淳一著「ドイツ現代法の基層」東京大学出版会 一九九〇——〕『思想』二月号（岩波書店）

〔反省・主体・権利——現代法哲学の課題と法思想史——〕〔ホセ・ヨンバルト、三島淑臣編〕『法の理論Ⅰ』（成文堂）

〔翻訳・H・ヘラー〕『ヘーゲルとドイツ政治』〔今井弘道・大野達司・住吉雅美共訳〕『北大法学論集』四二巻一号

〔翻訳・カール・シュミット〕『国家倫理学と多元論的国家』〔石田喜久夫・村井正・河上倫逸編〕『ユリスブルデンティア・国

際比較法制研究Ⅱ』(ミネルヴァ書房)

翻訳『W・シュルプター著「社会的法治国家への決断——H・

ヘラー・ヴァイマール国家論争と社会学』(風行社)

翻訳『ヘルマン・ヘラー著「国家学の危機——議会制か独裁か」』(今井弘道・大野達司・山崎充彦共訳)(風行社)

「発題…一九九〇年度日本法哲学学会学術大会(於北海道大学)の統一テーマについて」(日本法哲学会編『法哲学年報一九九〇』)

○…法的思考の現在』(有斐閣)

平成四年

「市民的政治文化と天皇制(韓国語)(金昌禄訳)」『法哲学と社会哲学会韓国支部年報』二号(韓国)

「自由主義に徹した巨人——ハイエク氏の業績と問題提起」『産経新聞』一九九二年四月八日号朝刊

翻訳『アクセル・ホネット著「権力の批判——批判的社会理論の新たな地平」』(河上倫逸監訳)(法政大学出版局)(今井弘道訳・第一章「ホルクハイマーの思想的出发点——批判理論における社会学の欠落」、第二章「啓蒙の弁証法」における歴史哲学的転換——自然支配批判——」、第三章「アドルノの社会理論——社会的なるものの最終的排除——」)

「翻訳…クリスチャン・グラーフ・フォン・クロツコウ「決断

主義(二)——エルンスト・ユンガー、カール・シュミット、

マルティン・ハイデッガー研究——』『北海学園大学法学研究』

二七卷三号

「翻訳…H・ヘラー『ヘーゲルとドイツにおける国民的権力国家思想』(一)(二)(三)(四)(五)」(今井弘道・住吉雅美共訳)

『北大法学論集』四二巻二号、四二巻三号、四二巻六号、四三巻一号、四三巻五号

平成五年

翻訳『インゲボルク・マウス著「カール・シュミットの法思想——ブルジョア法とファシズムの間」』(風行社)(今井弘道・篠津安恕・住吉雅美共訳)

「帰結主義・権利・市民的政治文化Ⅱ試論——J・S・ミルとM・ウェーバーに即して——」『法的思考の研究』(京大人文研)

「(Bürgerliche Politische Kultur) und Tenno-System——Die gegenwärtige Bedeutung der Theorie Max Webers und Hermann Hellers für die Auseinandersetzung der bürgerlichen politischen Kultur Japans——」『北大法学論集』四四巻二号
「『市民的政治文化』と天皇制」『北大法学論集』四四巻二号
「カール・シュミットにおける『国家倫理』——ヴェーバー、ハーバーマスとの関係において——」(石田喜久夫・村井正・

河上倫逸編『ユリスプルデンティア・国際比較法制研究Ⅲ』（ミネルヴァ書房）

平成六年

「現代日本の政治意識・法意識に関する一考察（韓国語）」『法学と社会哲学学会韓国支部年報』四号（韓国）

「官僚制と市民——マックス・ウェーバー研究の視点から——」

『思想』一〇月号（岩波書店）

「官僚制と市民」（均齊梁承斗教授華甲紀念論文集編）『均齊梁承斗教授華甲紀念論文集（Ⅱ）・現代社会と法の発達』（弘文社）

平成七年

『〈市民的政治文化〉の時代へ——主権国家の終焉と「グローバルズム」』（河合文化教育研究所）

「意識・規範・制度——制度論への市民論的アプローチ——」（比較法史学会編）『制度知の可能性・Historia Juris 比較法史研究——思想・制度・社会Ⅳ』（未来社）

「現代日本における政治意識・法意識をめぐる一考察」『北大法学論集』四六巻一号

「〈市民社会と社会主義〉から「市民社会主義」へ——平田清明『市民社会と社会主義』の現代的意義」『情況』一九九五、五月号

「〈市民的政治文化〉と人権・権利」『情況』一九九五、八・九月号

平成八年

「〈市民的政治文化〉と危機管理」『情況』一九九六、一・二月号

「〈内面から国境を越える〉ためのアンチ・ホップス論」『インパクション』No. 九六（イザラ書房）

「主権国家」の終焉と市民的不服従『月刊フォーラム』五月号（社会評論社）

「〈市民社会〉のゆくえ」『あうろーら』創刊三号（二一世紀の関西を考える会）

「二つの公共性とローカルパーティ」『情況』一九九六、七月号

小林直樹・今井弘道「対談・戦後憲法体験をめぐる法哲学と憲法学の対話（上・下）」『法律時報』六八巻六号、七号

「〈市民的政治文化〉と憲法」（伊藤公雄編）『コンメンタール戦後五〇年第八巻・憲法と世論』（社会評論社）

平成九年

「〈市民政党としてのローカル・パーティ〉の可能性と日本国憲法」『NODE（ノード）』二月号

「アジア法哲学の課題と展望——『第一回アジア法哲学シンポジウム』を終えて——」『ジュリスト』一一〇七号

「(総動員体制)と戦後民主主義——栗原幸夫『歴史の中の「戦後」」(河合ブックレット一九九六)を手掛かりに——」『情況』一九九七・四月号

「戦後民主主義の問題性——民主主義の過剰による反権威主義的自由主義の縮小」『月刊フォーラム』八月号

「戦後民主主義の問題性」(情況出版編集部編)『丸山真男を読む』(情況出版)

「多文化主義への法哲学的接近あるいは法哲学への多文化主義的接近」(日本法哲学会編)『法哲学年報一九九六…多文化時代と法秩序』(有斐閣)

平成一〇年

「編著者前書き」(今井弘道編著)『「市民」の時代——法と政治からの接近——』(北海道大学図書刊行会)

「第四章・日本における「市民」問題——〈官僚的政治文化〉と〈市民的政治文化〉」(今井弘道編著)『「市民」の時代——法と政治からの接近——』(北海道大学図書刊行会)

今井弘道・古矢旬共著「終章・市民とは何か」(今井弘道編著)『「市民」の時代——法と政治からの接近——』(北海道大学図書刊行会)

「序 アジアの法・社会・国家、その希望と不安——収録論文の概観——」(今井弘道・森際康友・井上達夫編)『変容するア

書刊行会)

「DIE BÜRGERLICHE GESELLSCHAFT/ DIE ZIVILGESELLSCHAFT/ DER STAAT——ヘーゲル『法哲学』と平田「市民社会論」の視線の往復の中で」(八木紀一郎・山田鋭夫・千賀重義・野沢敏治編)『復権する市民社会論——新しいソシエタル・パラダイム——』(日本評論社)

「三島淑臣の法思想・再論——「市民社会」概念との関連において——」(三島淑臣教授退官記念論集編集部編)『三島淑臣教授退官記念論集・法思想の伝統と現在』(九州大学出版会)

「(体制選択論争以後のマルクス主義)の二報告に対するコメント」(日本法哲学会編)『法哲学年報一九九七…二〇世紀の法哲学』(有斐閣)

「法文化の共生と東アジア法哲学の課題」『北大法学論集』四九卷三号

「国民国家の終焉と政治概念の転換——その準備的考察——」(フォーラム九〇s研究委員会編著)『二〇世紀の政治思想と社会運動』(社会評論社)

平成一一年

「序 アジアの法・社会・国家、その希望と不安——収録論文の概観——」(今井弘道・森際康友・井上達夫編)『変容するア

「序 アジアの法・社会・国家、その希望と不安——収録論文の概観——」(今井弘道・森際康友・井上達夫編)『変容するア

「序 アジアの法・社会・国家、その希望と不安——収録論文の概観——」(今井弘道・森際康友・井上達夫編)『変容するア

「序 アジアの法・社会・国家、その希望と不安——収録論文の概観——」(今井弘道・森際康友・井上達夫編)『変容するア

「序 アジアの法・社会・国家、その希望と不安——収録論文の概観——」(今井弘道・森際康友・井上達夫編)『変容するア

ジアの法と哲学』(有斐閣)

「東アジアの開国と現代——丸山の状態形成論の批判的検討に即しつつ——」(今井弘道・森際康友・井上達夫編)『変容するアジアの法と哲学』(有斐閣)

「産業社会と脱産業社会の緊張的均衡へ——東アジア法哲学の現代的課題——」『北大法学論集』五〇巻三号

「産業社会と脱産業社会の緊張均衡——東亜法哲学的現代課題」(南京師範大学校法制現代化研究中心編)『法制現代化研究(第五卷)』(南京師範大学出版社)

平成一二年

「〈ミニシンポジウムⅡ〉日本の多文化社会化と法 コメント・〈多文化主義と国民国家の緊張関係〉に即して」(日本法社会学会編)『構造変容と法社会学(三) 法社会学第五二号』(有斐閣)

「『市民社会と社会主義』から『市民社会主義』へ——平田清明『市民社会と社会主義』の現代的意義——」(状況出版編集部編)『国家を読む』(情況出版)

「『深い』思想への『浅い』つづき——石牟礼道子『苦海浄土』を再読して——」『象(しよう)』三八号

『近代』の構造転換と新しい「市民社会」への展望——「市

民自治思想の基礎」のために——(平成一〇年度地方自治土曜講座ブックレット・N〇・三九)『北海道町村会』

平成一三年

「“Zivilgesellschaft”の社会哲学・法哲学」(今井弘道・阿部信行共著、今井弘道編)『新・市民社会論』(風行社)

「『市民社会』と現代法哲学の課題——第一次〈市民社会〉派の批判的継承のために——」(今井弘道編)『新・市民社会論』(風行社)

「文体の美と〈現代の超克〉——石牟礼道子と唐木順三——」『象(しよう)』三九号

「書評・水田洋『思想の国際転位——比較思想的的研究』」『象(しよう)』三九号

「主権的国民国家と産業社会の「近代」の克服をめざして——二一世紀アジア法哲学の課題と展望——」『北大法学論集』五一巻六号

「現代における政治の脱国家化と〈近代の超克〉」『情況』二〇〇・四月号

「心境、美的同一性、歴史——唐木論のための小林秀雄の考察」『象(しよう)』四〇号

「唐木順三における文化主義批判の問題——三木清・丸山真男

との関連で——』『象(しょう)』四一号

「朝向克服主権国民国家与産業社会之『近代』邁進——二世紀重州法哲学之課題与展望(中国語)」(劉瀚・公不祥主編)『二世紀的重州与法律發展(上)』(南京師範大學出版社)(邦題)「主権的国民国家と産業社会の『近代』の克服をめざして——二世紀アジア法哲学の課題と展望——」)

平成一四年

「唐木順三における文化主義批判の問題(二)——三木清・丸山真男との関連で」『象(しょう)』四二号

今井弘道・李瑜青(対談)「近代文明与市民社会理念」『社会科学報』第五版(中国)

「ヘルマン・ヘラーの市民的『実存』と国家学」『風のたより』

第一六号(風行社)

倪正茂・楊海坤・今井弘道・鈴木賢(対談)「中日法学家対活・法治勿入工具主義誤区」『社会科学報』第五版(中国)

「現代における政治の脱国家化と『近代』の克服——二一世紀東アジア法哲学の課題設定のために——」『北大法学論集』五三卷三号

「三木清の危機意識と自然的制度観の克服——西田哲学と丸山政治学の批判的考察のための一試論」(中村雄二郎・木村敏監

修)『講座：生命 二〇〇二 Vol. 六』(河合文化教育研究所)

「緊急権国家としての『明治国家』の法構造——東アジアの観点から——」(韓国法史学会国際学術大会)『東アジア法・植民主義・近代性』(韓国法史学会・全南大学・法律行政研究所)

「現代政治与国家化的分離及『近代』的克服——二一世紀東亜法哲学課題設定的原因」(Shanghai University, The Tribunes of the Science of Law, Chief Editor Li Yuying (李瑜青)) (上海大學出版社) 一四—二三

「国民的戦争責任論への懷疑と丸山真男のナシヨナリズム——安川寿之輔『福沢諭吉のアジア認識』(高文研、二〇〇〇)を読んで——」『象(しょう)』四四号

「〈東アジア的自己意識〉の形成と〈市民的政治文化〉——二一世紀の法哲学の課題設定のために——」『北大法学論集』五三卷四号

「『主権的国民国家』の超克と市民的政治文化——José Ortega y Gasset の『大衆の反乱』に即して——」『北大法学論集』五三卷四号

平成一五年

「『東亜自我意識』的形成和『市民政治文化』——為了二一世紀

紀法哲学課題の設定」(徐顕明・劉瀚主編)『法治社会之形成与
发展(上)』(山東人民出版社)

「緊急権国家としての「明治国家」の法構造——東アジアの観
点から——」『北大法学論集』五三卷六号

「丸山真男の「弁証法的な全体主義」の意味——南原繁と田辺
哲学の間——」『象(しょう)』四五号

“The Legal Structure of the “Meiji-State” as Emergency State”,
Korean Journal of Legal History, No.27

「両種法観念的斗争」(郭道暉著)『法的時代挑戦』(湖南人民
出版社)

「クラス・アイデンティティ」と「個人アイデンティティ」——
多文化主義に即して丸山真男を考える——」『象(しょう)』

四六号

翻訳『ニクラス・ルーマン著 手続きを通しての正当化(新
装版)』(風行社)(翻訳)

「緊急国家」体制の思想家としての福沢諭吉と丸山真男——「決
断主義」と「八・一五革命」によせて——」『象(しょう)』四
七号

平成一六年

『丸山真男研究序説——「弁証法的な全体主義」から「八・一

五革命説」へ』(風行社)

「丸山真男の「一君万民主義」と「良心の自由」について——
「超国家主義の論理と心理」の批判的一考察——」『象(しょう)』
四八号

「(図書紹介) 安川寿之輔の福沢研究与丸山批判——『福沢諭
吉と丸山真男——「丸山諭吉」神話を解体する(高文研二〇〇

三)への招待——』『日本教育史往来』No.一五〇

「九・一一後の丸山真男論」(今井弘道・菅孝行)『情況』二〇
〇四・七月号

「若き丸山真男——個人主義と全体主義の間」『季刊理戦』二
〇〇四年夏号(七七)』

「三木清の「世界主義の哲学」の思想史的意義——田辺元の「国
民主義の哲学」との関係において」(中村雄二郎・木村敏監修)

「講座・生命 二〇〇四 Vol.七」(河合文化教育研究所)
「ネーションへの忠誠」と「良心の自由」の間(一)——丸

山真男の「市民主義」の批判的継承のための一考察——」『法
学志林』一〇二巻一号

平成一七年

「東アジア比較法文化研究の課題——「法治」問題を手がかり
に」(猪口孝編著)『アジア学術共同体構想と構築』(NTT出版)

「ネーションへの忠誠」と「良心の自由」の間(二)(三)——丸山真男の「市民主義」の批判的継承のための一考察——『法学志林』一〇二巻三・四号、一〇三巻二号

「民主主義と自由主義の間——田口富久治氏への反論と反問のための丸山真男再説——」『象(しょう)』五一号

「三木清『構想力の論理』の現代的意味」『情況』二〇〇五、四月号

平成一八年

「ネーションへの忠誠」と「良心の自由」の間(四)(五・完)——丸山真男の「市民主義」の批判的継承のための一考察——『法学志林』一〇三巻三号、一〇三巻四号

「石川啄木・有島武郎・大杉栄——「明治国家」への無政府主義者的「反逆者」たち——」『象(しょう)』五四号

「紛争解決を通しての法形成とその正統性——東アジア法形成論のための準備的考察——」(アジア法学会、安田信之・孝忠延夫編集代表)『アジア法研究の新たな地平』(成文堂)

「美しくともあらぬ——石川啄木と女性テロリスト群像——」

(一)『象(しょう)』五五号

「三木清と丸山真男の間」(風行社)

「東アジア的法治国家」から「市民的 Rule of Law」へ——東

アジア法文化における「法治」問題と現代法哲学の課題——(ホセ・ヨンバルト・三島淑臣・竹下賢・長谷川晃編)『法の理論二五 特集・戦争・テロと平和・正義』(成文堂)

平成一九年

「丸山真男と一九二〇・三〇年代の思想——田辺元・ハイデッガー・アーレントを手掛かりとして」(名和田是彦編著)『法政大学現代法研究書叢書二八 社会国家・中間団体・市民権』(法政大学出版局)

「承認論」への未帰還——筏津安恕のヘーゲル研究によせて——『北大法学論集』五八巻一号

「民主主義」と「良心の自由」のディレンマ——「国民投票法」に寄せて『象(しょう)』五八号

「東アジア法哲学シンポジウム…中国における「生ける法」と「司法」を通しての法形成の可能性(一)、はしがき」『北大法学論集』五八巻二号

「東アジア法哲学シンポジウム…中国における「生ける法」と「司法」を通しての法形成の可能性(二)、「ネオ・エールリッヒ的な法形成モデル」の「正統性 legitimacy 問題」」『北大法学論集』五八巻二号

「東アジア法哲学シンポジウム…中国における「生ける法」と

「司法」を通しての法形成の可能性（二）、アジア的近代化の第二段階と司法（二）——コメント…朱蘇力／張騏報告の意味と東アジア法哲学の課題」『北大法学論集』五八卷三三号

「東アジア法哲学シンポジウム…中国における「生ける法」と「司法」を通しての法形成の可能性（二）、アジア的近代化の第二段階と司法（二）——コメント…官僚的社会形成から司法的社会形成へ」『北大法学論集』五八卷三三号

「法のクレオール」と主体的法形成の研究へのアプローチ（二）…司法を通しての法形成と法文化の地平の融合・覚書」『北大法学論集』五八卷四号

平成二〇年

「東アジア協同体（A.U）をめぐる法・思想・歴史認識——諸報告の総括的概観」（今井弘道編）『発展する東アジアと法学の課題』（成文堂）

「『法治』の諸類型と『市民的法治観念』——東アジア法文化論の議論地平の整理のために」（今井弘道編）『発展する東アジアと法学の課題』（成文堂）